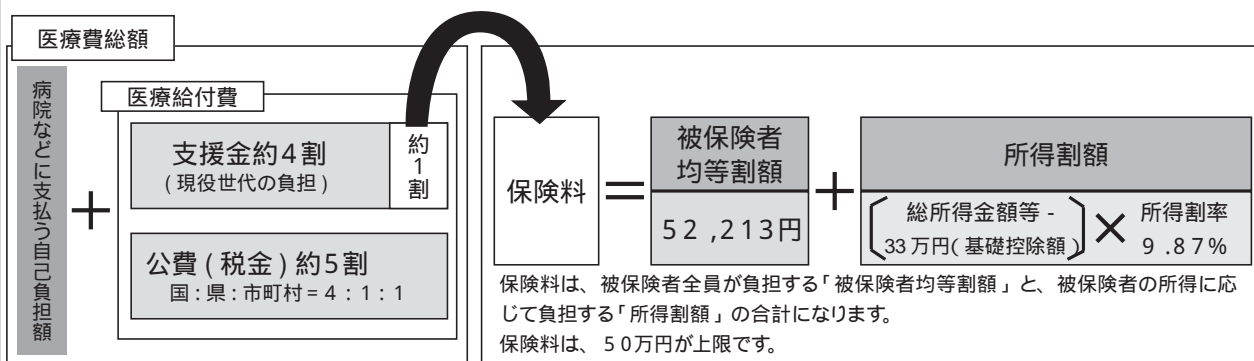


平成 22 年中の所得の届出に基づき、平成 23 年度の保険料額を決定します。

被保険者(加入者)の皆さんへ「平成 23 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬にお届けします。保険料は、平成 22 年中の所得金額と世帯(注1)の状況を基に算定を行い、決定します。

注1:「世帯」とは、平成 23 年4月1日時点の世帯(75 歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準にしています。

保険料の決まり方(計算方法)



- ・ 保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
- ・ 保険料は、加入者一人一人にかかります。保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は、2年ごとに見直され、次回は、平成 24 年度に改定されます。
- ・ 総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入 - 公的年金等控除」、「給与収入 - 給与所得控除」、「事業収入 - 必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。
- ・ 例えば、公的年金等の収入のみの人で、年額が 153 万円以下の場合は、総所得金額等は 33 万円以下となるため所得割額はかかりません。

保険料の軽減について

均等割額の軽減

平成 23 年度では、平成 22 年度の保険料軽減措置(被保険者均等割の 9 割・8.5 割(注 2)・5 割・2 割軽減)を継続して行います。

(注 2: 原則は「7 割軽減」ですが、特例措置により「8.5 割軽減」となっています。)

被保険者均等割額 軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	同一世帯内の被保険者及び世帯主の 軽減対象所得金額(注3)の合計額
	平成 23 年度	
9 割軽減	5,221 円	【33 万円(基礎控除額)】以下で、かつ【被保険者全員が年金収入 80 万円以下(その他各種所得がない)】
8.5 割軽減	7,831 円	【33 万円(基礎控除額)】以下
5 割軽減	26,106 円	【33 万円(基礎控除額) + 24.5 万円×被保険者(世帯主を除く)の数】以下
2 割軽減	41,770 円	【33 万円(基礎控除額) + 35 万円×被保険者数】以下

注 3: 軽減対象所得金額は、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入 - 公的年金等控除 - 15 万円」となるなど、例外があります。

所得割額の軽減

総所得金額等が 91 万円以下(公的年金のみ場合は、収入額で 211 万円以下)の人は、所得割額が 5 割軽減となります。

被用者保険(注 4)の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が 9 割軽減となります。また、所得割額はかかりません。

(注 4: 被用者保険とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。)

保険料の減免制度について

災害や失業等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、窓口へご相談下さい。

特別徴収(年金天引き)から口座振替への変更できます。

特別徴収(年金天引き)は、申請することで口座振替に変更できます。

変更を希望する人は、8月1日(月)までに口座振替の申請を行うと、10月支給分の年金から天引きが中止され、口座振替による支払いへ変更になります。

ただし、これまでに保険料の滞納がある場合は、口座振替へ変更が認められないことがあります。

年金天引きとなる人

年金受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない人

社会保険料控除について

後期高齢者医療保険料は、所得税及び住民税の申告のとき、社会保険料控除の対象となります。

特別徴収(年金天引き)から口座振替へ変更した場合、社会保険料控除は、口座振替で支払った人に適用されますので、世帯全体の所得税及び住民税の負担額が変わることがあります。

8月から被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証(水色)は、平成23年7月31日までの有効期限となっています。

8月1日から使用できる被保険者証(薄みどり色)は、7月下旬に郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります。

8月1日以降に医療機関にかかるときは、新しい被保険者証(薄みどり色)を窓口で提示してください。有効期間は、平成24年7月31日までの1年間となっています。

7月31日までに新しい被保険者証(薄みどり色)が届かない場合は、窓口へお問い合わせください。

8月から自己負担割合が変更になります

医療機関にかかるときの医療費の自己負担割合は、1割又は3割です。

毎年、前年中の所得を基に、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。

自己負担割合は、原則1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の村民税課税所得が145万円以上である場合には、3割となります。

ただし、村民税課税所得が145万円以上であっても、次の1又は2に該当する場合は、窓口へ申請すれば1割負担となります。

1. 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合

同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満

2. 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合(次の 又は に該当)

本人の収入が383万円未満

本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

限度額適用・標準負担額減額認定証が8月に更新となります。

現在、使用中の減額認定証の有効期限は、7月31日になっています。

減額認定証をすでに持っている人で、平成23年度の市町村民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬にお届けします。

減額認定証を持っていなかった人で、新たに交付を希望する場合は、窓口での申請手続きが必要になります。

【申請に必要なもの】

印鑑・被保険者証・その他

その他：収入額などを証明するもの(非課税証明書など)や入院期間が確認できるものが必要になる場合があります。

お問い合わせは

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課(電話:74 2311)まで
又は福岡県後期高齢者医療広域連合(電話:092651 3111)まで